

代替艦は、警戒の隙をつくらぬよう、通常艦艇より長い期間、洋上にとどまり任務に就くことが求められ、それを可能にするための技術面や運用面の工夫も課題として残ります。陸上イージスの導入は、高度化する北朝鮮の弾道ミサイルを念頭に17年に閣議決定されましたが、昨年6月に断念。代替策として、代替艦の導入方針が昨年12月に閣議決定されましたが、今年度の予算は調査費17億円のみでした。岸防衛相はこれまで「わが国のミサイル防衛に穴が開くことはいけない。一定の期間を設けた上で話を進めていく」とし、対応を急ぐ考えを示していました。

玉木代表「全体主義発言を改める」 事実上の撤回と受け止めると志位委員長が表明

国民民主党の玉木雄一郎代表は18日の記者会見で、「左右の全体主義とは共産主義、共産党のこと」とした自身の発言について「改めたい」と述べました。これについて、日本共産党の志位和夫委員長は19日、国会内での記者会見で、「改めるということであり、事実上の撤回と受け止めている。先ほど、私から電話で玉木代表に事実上の撤回と受け止めていると伝え、引き続き協力している」という話もした」と表明しました。

志位氏は、17日に開かれた臨時国会召集を求める野党合同院内集会後に、玉木氏と短時間会い、玉木代表から、一連の発言について「(日本共産党は)崩壊したソ連共産党や、いまの中国の党のような党と同じだとは見ていない」との発言があったと述べました。

なお、玉木氏の発言は、国民が連合と「左右の全体主義を排し」との文言を含む政策協定を先月締結した際、真意を問われて答えたものです。

これで、総選挙を野党統一でたたか状況へと一歩動いたのでしょうか。

敦賀原発の審査中断 データ書き換え受け規制委員会

日本原子力発電(原電)が敦賀原発2号機(福井県)の審査に用いる地質データを無断で書き換えた問題で、原子力規制委員会は18日、同原発の再稼働に必要な審査の中断を決定しました。

書き換えが発覚したのは、2020年2月に開かれた審査会合での規制委員会の指摘でした。敷地内のボーリング調査から得られた地質データの記述を計80カ所が、書き換えや削除されたことが確認されました。規制委員会は原電に原因究明を指示。事務局の原子力規制庁が本店への立ち入り調査などを実施しています。

規制庁は先月、調査の中間結果で「データを処理するために必要な業務管理が適切に実施できていなかった」と指摘。このため委員から、データの信頼性に疑問があることから、審査の中断が提案されていました。

18日の定例会合で更田豊志委員長は「(審査資料は)基本的な科学的作法にのっとってもらわなかったら話にならない。今回はお話にならないケース」としました。地震・津波の影響などの審査を担当している石渡明委員は、書き換えが発覚した約半年前に同原発の審査資料に1000カ所以上の誤記を原電が報告していたことを指摘し、「現時点で審査会合を続けていくのは適切ではないと思う」と述べました。

規制委員会は、データの信頼性を確保するのに必要な体制ができるまで、審査を実施しないと決定しました。

敦賀原発2号機をめぐっては2015年3月、規制委の専門家会合が原子炉直下を走る断層が、将来活動する可能性があるかと判断。認定されれば廃炉となります。原電は反論し同年11月、許可申請を提出し、審査が続けられてきました。



各地のとりくみ

北海道 終戦記念日に「赤紙」を配布

労働組合や女性団体などでつくる「さっぽろ平和行動実行委員会」は15日、終戦記念日宣伝を行いました。

モンペや防空頭巾、従軍看護婦姿の女性たちが勢ぞろいした札幌駅前。旧日本軍の召集令状「赤紙」複製を配ると、次々と受け取りました。

『赤紙』をもらうために78歳の母と来ました」という厚別区の女性。「毎年、テレビで見て、どうしても『赤紙』がほしいと思って早く出てきました」といいます。「息子にも『赤紙』を渡したい。もう一枚ください。25歳の息子は、絶対戦争にいかしたくない」と力を込めました。

46歳の男性は「政府の思い通りにさせたら戦争に突き進むのでは」と「赤紙」に目をやり、「戦争を体験した祖父母と話しができなかったのが残念ですが、この年になって平和を考えるようになりました」といいます。

ベンチで訴えを聞いていた20歳と19歳の男子学生2人は「紙切れ1枚で戦場に行かされたとはひどい。戦争は二度と起こしてはだめ。僕たちが平和に社会にする責任がある」と声をそろえました。

中学2年の男子生徒は『赤紙』は知りませんでした。戦争で戦場に行くことになったら親が一番悲しみます。未来は自分で決めたい」と力を込めました。



新憲法パンフレット 紹介 その19

Q 解釈改憲による実質改憲がどのように進んでいるのですか？

A 敵基地攻撃能力の保有など、これまでの解釈を変えて実質改憲を進めています

2014年7月1日、政府は、日本国憲法の制定以来、憲法9条のもとでは許されないとされていた集団的自衛権について、その行使を可能とする閣議決定を行いました。これは憲法9条の解釈を変えることによって、憲法9条の壁を突破しようとしたもので解釈改憲と呼ばれます。もちろん、このようなことは権力者を縛るという立憲主義からは許されず、集団的自衛権の行使は政府が解釈を変えても違憲といわなければなりません。

安倍前首相が退任直前に発表した「内閣総理大臣の談話」では、日本のミサイル防衛について、敵基地攻撃能力の保有を検討すべき旨が述べられました。菅首相も敵基地攻撃能力の保有を検討すると公言しています。

もともと、政府も、敵基地を攻撃するために必要となる攻撃的な兵器を持つことは、「自衛のための必要最小限度の範囲」とは到底いえず、許されないという立場をとっていました。それが、2020年になって、政府は、アメリカからの求めに応じ、敵基地攻撃能力を保有できると解釈することによって、憲法9条の実質改憲を狙ったのです。

敵基地攻撃能力の保有は、先制攻撃をする能力を持つことを意味し、憲法9条に違反することは明白で、政府が憲法9条をどのように解釈しようとも違憲なのです。

憲法違反、国際法違反の「先制攻撃」である「敵基地攻撃」は許されません。平和委員会と憲法会議はリーフ「敵基地攻撃能力って いったいなあに？」を20万部発行しています。